

○厚生労働省告示第二百十二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及
び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第四十号）の施行に伴い、指定相談支援の提供
に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号）は、平成
二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子